

# 令和6年度 淡路市立北淡中学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日改定

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長、人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に危険を生じさせる重大かつ深刻な人権問題である。

本校では、「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであるという基本認識に立ち、本校の生徒が楽しく、心豊かな学校生活を送ることができる「いじめを許さない」学校づくりを推進するために、いじめ防止対策推進法に則り「淡路市立北淡中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

## 1. いじめ防止についての基本的な考え方

### (1) いじめの基本認識

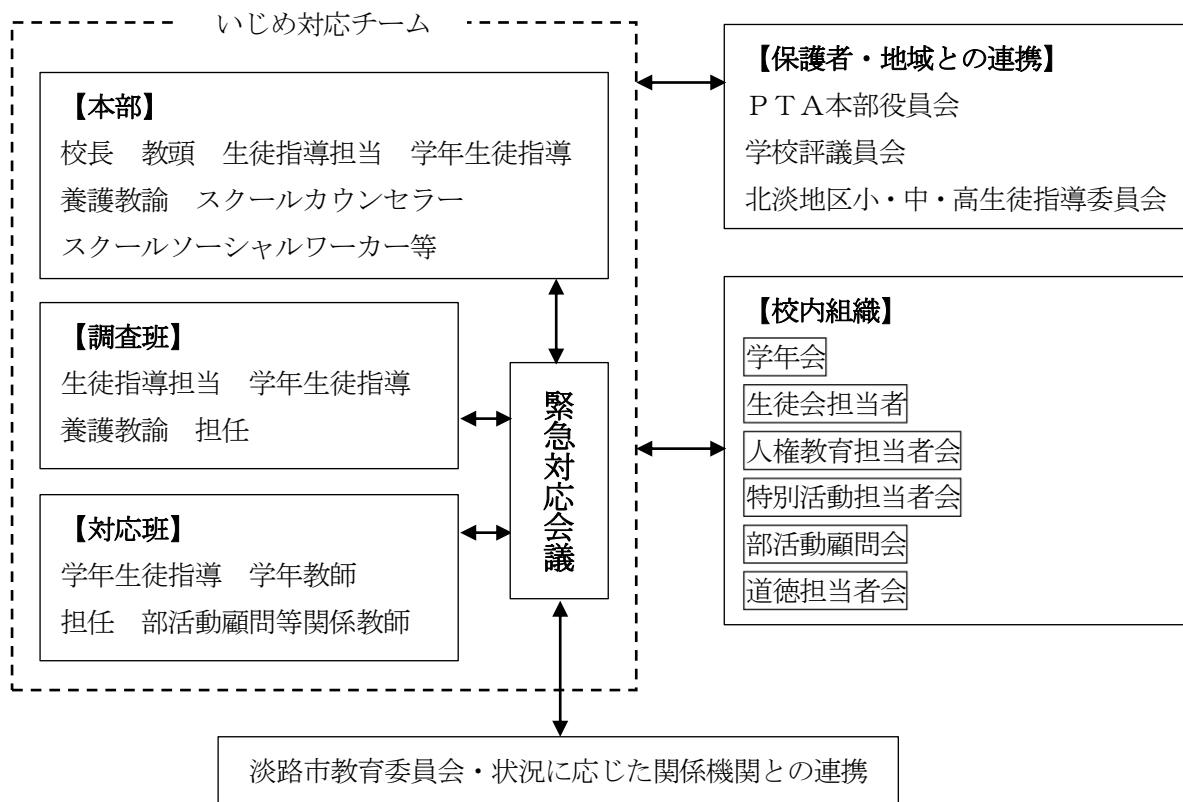
「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているものという。なお、起きたった場所は学校の内外を問わない。

本校では、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立って、事実関係を確かめ、対応にあたるものとする。

### (2) いじめ防止のための基本方針

- ① 生徒一人一人が、自分の居場所を感じるような学校づくり（いじめを起こさない土壤づくり）を進める。
- ② 「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。」という姿勢で、すべての生徒がいじめを行わず、また放置することのない学校づくりを進める。
- ③ いじめは、すべての生徒に関係する問題、起きたりうる問題であるとの認識に立ち、生徒が安心して生活できるよう、一人一人の生徒の変化に気づく鋭敏な感覚をすべての教職員が持つ。
- ④ いじめに対しては、迅速に、適切に、組織的に対応する。
- ⑤ 「いじめられている生徒の立場に立ち、最後まで徹底して守り抜く。」という姿勢で、いじめの問題を克服する。

## 2. いじめ防止対応組織



- 本部・・・いじめ防止基本方針に基づく取組のP D C Aを行う。いじめ発生時において組織的な対応を実施する際の指導方針決定、関係機関の中核となる。
- 調査班・・重大事態の際に事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 対応班・・いじめ発生時に事実関係の把握、当事者への指導、周りの生徒への実際の指導を行う。

## 3. 具体的な取り組み

### (1) いじめを生まない土壤づくり→「居場所づくり」

#### ① わかる授業

すべての生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。

#### ② 互いを認め合える仲間づくりの推進

生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合う学級づくりを進める。

学校や学級のルールを守るという規範意識の醸成に努める。

#### ③ 道徳・人権教育の充実

思いやりの心や一人一人の命の大切さを、実感を通して学ぶ。

いじめを許さない態度や言動を育てる。

#### ④ 情報モラル教育の推進

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて対応力を高める。

携帯電話・スマートフォン使用のルールづくりを進める。

⑤ 特別な支援を必要とする生徒への配慮

特別支援学級に在籍する生徒、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対する「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応には十分配慮する。また個々の生徒を尊重する教育を推進する。

⑥ 教職員のいじめ対応能力の向上

人権感覚を磨き、不適切な認識や言動を撲滅する。

生徒理解研修・カウンセリングマインド研修・生徒指導研修を充実させる。

(2) いじめの早期発見のための手立て

① 日常の生徒観察の充実と信頼関係の構築

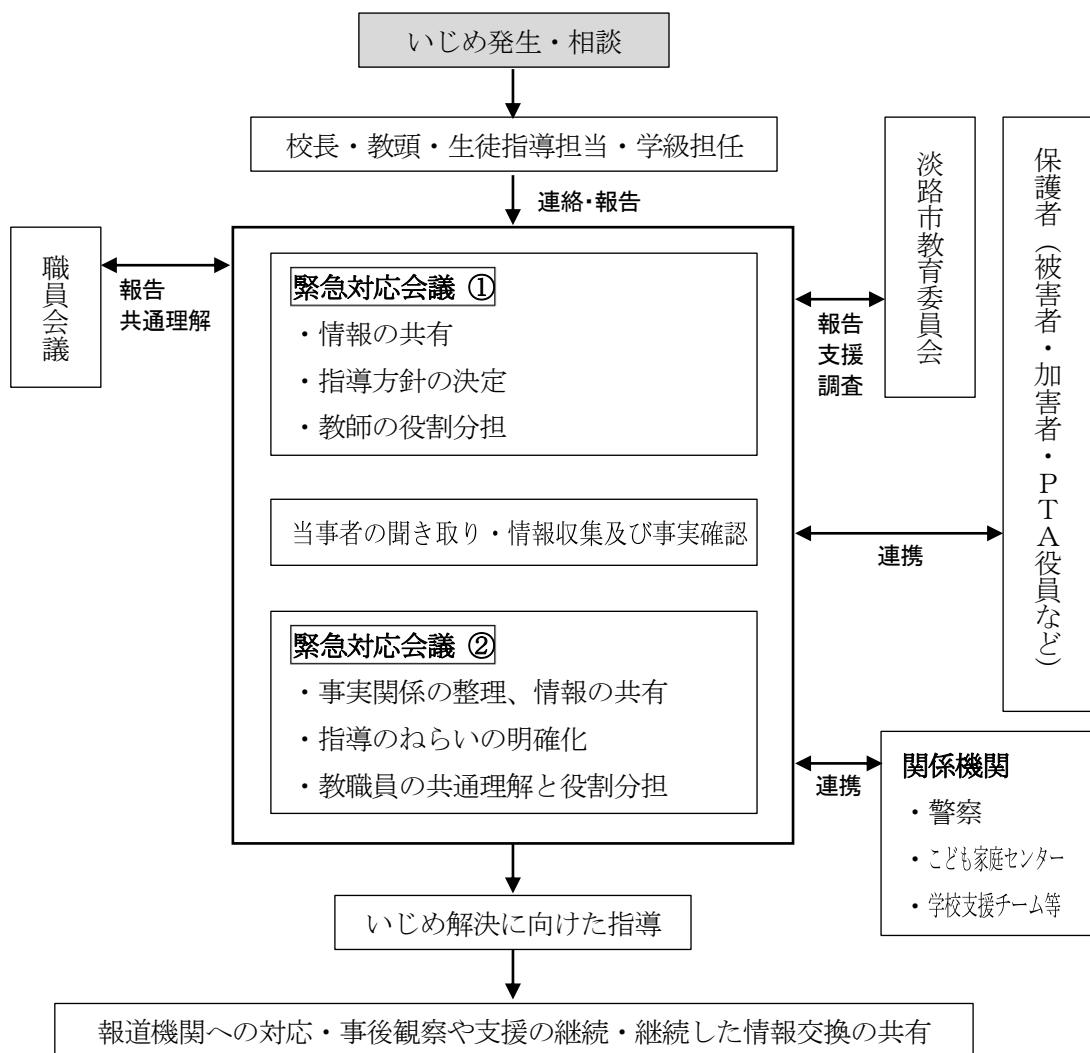
② 保護者との連絡

③ 学級日誌、生活ノート等の活用

④ 生活アンケートの実施（記入しやすい環境を整える）・教育相談（相談しやすい環境づくりを進める）

⑤ 教職員間、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの情報交換

(3) いじめへの対応の流れ 組織的かつ迅速な対応



#### (4) 関係機関との連携

- ① S C ・ S S W ・ ・ ・ 生徒指導委員会、担任との定期的、日常的な情報交換
- ② 青少年センター、こども家庭センター等 ・ ・ ・ 必要に応じ相談、支援を依頼
- ③ 警察署 ・ ・ ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を依頼。

#### (5) 重大事態への対処

##### 【重大事態の基本認識】

いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。また、いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときをいう。（いじめ防止対策推進法第28条より）

- ① 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会の指示のもと、当該事案に対処する淡路市いじめ問題調査委員会を設置し、調査する。
- ③ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し、淡路市いじめ問題調査委員会に報告する。
- ④ いじめを受けた生徒・保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。

#### (6) いじめ防止基本方針の点検・評価

- ① この基本方針は本校の状況に応じて、北淡中学校いじめ防止対策委員会において点検・見直しをすすめ、適切に改訂を行う。
- ② 学校評価において、毎年度の取組について生徒・保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に繋げる。

## 年間指導計画

淡路市立北淡中学校

1 学期		2 学期		3 学期	
月	活動内容	月	活動内容	月	活動内容
4	<b>校内研修 ①</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止基本方針について</li> <li>・1学期の取組について</li> </ul> <b>始業式</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止基本方針について説明</li> </ul> <b>入学式</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止基本方針について説明</li> </ul> <b>道徳授業研修</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ問題に関するテーマ</li> </ul>	9	<b>校内研修 ⑤</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2学期の取組について</li> <li>・学校いじめ防止基本方針の検証</li> </ul> <b>保護者懇談会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権講演会</li> <li>・外部講師招聘</li> </ul> <b>学級活動研修</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ問題に関するテーマ</li> </ul> <b>校内研修 ⑥</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の実態について情報共有</li> <li>・いじめ撲滅強化月間について</li> </ul>	1	<b>校内研修 ⑨</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3学期の取組について</li> </ul>
5	<b>校内研修 ②</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の実態について情報共有</li> <li>・アンケート実施における留意事項確認</li> </ul> <b>アンケート実施 ①</b>	10	<b>いじめ撲滅強化月間</b>	2	<b>アンケート実施 ③</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート及び教育相談について情報共有、取組確認</li> </ul>
6	<b>教育相談 ①</b>	11	<b>アンケート実施 ②</b>	3	<b>校内研修 ⑩</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート及び教育相談について情報共有、取組確認</li> </ul>
7	<b>校内研修 ③</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート及び教育相談について情報共有、取組確認</li> </ul> <b>学校評議員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止基本方針説明</li> <li>・情報交換</li> </ul>	12	<b>校内研修 ⑦</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ撲滅強化月間の反省</li> <li>・アンケート及び教育相談について情報共有、取組確認</li> </ul> <b>学校評議員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報交換</li> </ul>		<b>校内研修 ⑪</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間の取組について評価</li> <li>・学校いじめ防止基本方針の確認</li> <li>・次年度の年間指導計画の立案</li> </ul>
	<b>校内研修 ④</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1学期の取組の点検及び評価</li> <li>・いじめチェックポイントの活用</li> </ul>		<b>校内研修 ⑧</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2学期の取組の点検及び評価</li> <li>・いじめチェックポイントの活用</li> </ul>		